

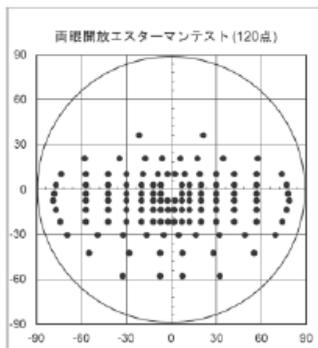
(傍線部分は改正部分)

## ◎ 特別障害者手当の障害程度認定基準（視覚障害）新旧対照表（案）

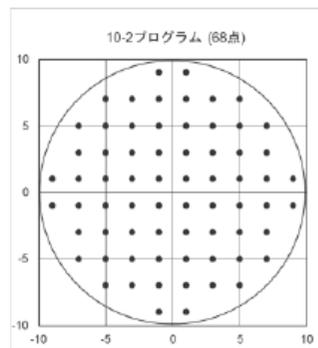
改 正 後	改 正 前
<p>第三 特別障害者手当の個別基準</p> <p>1 令第1条第2項第1号に該当する障害      令第1条第2項第1号に該当する障害の程度とは、令別表第2各号に掲げる障害が重複するものとし、令別表第2各号に該当する障害の程度とは次によるものとする。</p> <p>(1) 視覚障害</p> <p>ア 視力障害  <u>両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの、又は一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの</u></p> <p>(ア) <u>視力は、万国式試視力表又はそれと同一の原理に基づく試視力表により測定する。</u></p> <p>(イ) <u>視標面照度は500～1,000ルクス、視力検査室の明るさは50ルクス以上で視標面照度を上回らないこととし、試視力表から5mの距離で視標を判読することによって行う。</u></p> <p>(ウ) <u>屈折異常のあるものについては、矯正視力により認定するが、この場合最良視力が得られる矯正レンズによって得られた視力を測定する。眼内レンズ挿入眼は裸眼と同様に扱い、屈折異常がある場合は適正に矯正した視力を測定する。</u></p> <p>(エ) <u>両眼の視力を別々に測定し、良い方の眼の視力と他方の眼の視力とで障害の程度を認定する。</u></p> <p>(オ) <u>屈折異常のあるものであっても次のいずれかに該当するものは、裸眼視力により認定する。</u></p> <p>① <u>矯正が不能のもの</u></p> <p>② <u>矯正により不等像視を生じ、両眼視が困難となることが医学的に認められるもの</u></p> <p>③ <u>最良視力が得られる矯正レンズの装用が困難であると医学的に認められるもの</u></p> <p>(カ) <u>視力が0.01に満たないもののうち、明暗弁のもの又は手動弁のものは視力0として計算し、指数弁のものは0.01として計算する。</u></p> <p>(キ) <u>「両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの」とは、視力の良い方の眼の視力が0.03以下のものをいう。</u></p> <p>(ク) <u>「一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの」とは、視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のものをいう。</u></p>	<p>第三 特別障害者手当の個別基準</p> <p>1 令第1条第2項第1号に該当する障害      令第1条第2項第1号に該当する障害の程度とは、令別表第2各号に掲げる障害が重複するものとし、令別表第2各号に該当する障害の程度とは次によるものとする。</p> <p>(1) 視覚障害  <u>両眼の視力の和が0.04以下のもの</u></p> <p>ア <u>試視力表の標準照度は、200ルクスとする。</u></p> <p>イ <u>屈折異常のある者については、矯正視力によって測定するが、矯正視力とは、眼科的に最も適当な常用しうる矯正眼鏡（コンタクトレンズを含む。）によって得られた視力をいう。</u></p> <p>ウ <u>両眼の視力の和とは、両眼視によって累加された視力ではなく、両眼のそれぞれの視力を別々に測定した数値の和をいう。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

<p>イ 視野障害</p> <p>① ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの</p> <p>② 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの</p> <p>(7) 視野は、ゴールドマン型視野計又は自動視野計を用いて測定する。認定は、ゴールドマン型視野計又は自動視野計のどちらか一方の測定結果で行うこととし、両者の測定結果を混在させて認定することはできない。</p> <p>(イ) ゴールドマン型視野計を用いる場合は、それぞれ以下によって測定した「周辺視野角度の和」及び「両眼中心視野角度」に基づき、認定を行う。</p> <p>⑦ 「周辺視野角度の和」とは、I/4の視標による8方向（上・内上・内・内下・下・外下・外・外上の8方向）の周辺視野角度の和とする。8方向の周辺視野角度はI/4視標が視認できない部分を除いて算出するものとする。</p> <p>I/4の視標で、周辺にも視野が存在するが中心部の視野と連続しない部分は、中心部の視野のみで算出する。</p> <p>I/4の視標で、中心10度以内に視野が存在しない場合は、周辺視野角度の和が80度以下として取り扱う。</p> <p>⑧ 「両眼中心視野角度」とは、以下の手順に基づき算出したものをいう。</p> <p>a I/2の視標による8方向（上・内上・内・内下・下・外下・外・外上の8方向）の中心視野角度の和を左右眼それぞれ求める。8方向の中心視野角度はI/2視標が視認できない部分を除いて算出するものとする。</p> <p>b aで求めた左右眼の中心視野角度の和に基づき、次式により、両眼中心視野角度を計算する（小数点以下は四捨五入し、整数で表す）。</p> $\text{両眼中心視野角度} = (3 \times \text{中心視野角度の和が大きい方の眼の中心視野角度の和} + \text{中心視野角度の和が小さい方の眼の中心視野角度の和}) / 4$ <p>c なお、I/2の視標で中心10度以内に視野が存在しない場合は、中心視野角度の和は0度として取り扱う。</p> <p>(ウ) 自動視野計を用いる場合は、それぞれ以下によって測定した「両眼開放視認点数」及び「両眼中心視野視認点数」に基づき、認定を行う。</p> <p>⑦ 「両眼開放視認点数」とは、視標サイズⅢによる両眼開放エスターマンテスト（図1）で120点測定し、算出したものをいう。</p> <p>⑧ 「両眼中心視野視認点数」とは、以下の手順に基づき算出したものをいう。</p> <p>a 視標サイズⅢによる10-2プログラム（図2）で中心10度以内を2度間隔で68点測定し、左右眼それぞれについて感度が26dB以上の検査点数を数え、左右眼それぞれの中心視野視認点数を求める。なお、dBの計算は、背景輝度31.5asbで、視標輝度10,000asbを0dBとしたスケールで算出する。</p> <p>b aで求めた左右眼の中心視野視認点数に基づき、次式により、両眼中心視野視認点数を計算する（小数点以下は四捨五入し、整数で表す）。</p> $\text{両眼中心視野視認点数} = (3 \times \text{中心視野視認点数が多い方の眼の中心視野視認点数} + \text{中心視野視認点数が少ない方の眼の中心視野視認点数}) / 4$	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
---	---

(図 1)



(図 2)



(エ) ゴールドマン型視野計では、中心30度内は適宜矯正レンズを使用し、30度外は矯正レンズを装着せずに測定する。

自動視野計では、10-2プログラムは適宜矯正レンズを使用し、両眼開放エスターマンテストは矯正眼鏡を装着せずに実施する。

(オ) 自動視野計を用いて測定した場合において、認定上信頼性のある測定が困難な場合は、ゴールドマン型視野計で測定し、その測定結果により認定を行う。

(カ) ゴールドマン型視野計又は自動視野計の結果は、診断書に添付する。

(新設)

(新設)

(新設)

2 令第1条第2項第2号に該当する障害

令第1条第2項第2号に該当する障害の程度とは、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 令別表第2第1号から第7号までのいずれか1つの障害を有し、かつ、次表に規定する身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害を重複して有するもの

1	両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの又は一眼の視力が0.08かつ他眼の視力が手動弁以下のもの
2 ～ 9	(略)
10	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
11	(略)

前記の各号に該当する障害は、次によるものとする。

ア 第1号について

(ア) 視力の測定については、1のアによること。

(イ) 次のいずれかに該当する場合には、第10号その他疾患に該当するものとする。なお、視野の測定については、1のイによること。

㊦ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和が左右眼それぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの

㊧ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの

以下、略

2 令第1条第2項第2号に該当する障害

令第1条第2項第2号に該当する障害の程度とは、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 令別表第2第1号から第7号までのいずれか1つの障害を有し、かつ、次表に規定する身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害を重複して有するもの

1	両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの
2 ～ 9	(略)
10	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
11	(略)

前記の各号に該当する障害は、次によるものとする。

ア 第1号について

視力の測定については、1の(1)のアからウによること。

なお、視野障害において、両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が90パーセント以上のものについては、第10号その他疾患に該当するものとする。

以下、略